

令和4年第1回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年2月25日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（支払遅延に係る損害賠償）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第12号））
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第13号））
- 日程第9 議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第7号 本巢市教育長の任命について
- 日程第16 議案第8号 本巢市教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議案第9号 本巢市分譲宅地の譲渡に関する条例について
- 日程第18 議案第10号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第13号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第14号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第26 議案第18号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第27 議案第19号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

- 日程第28 議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第14号）について
日程第29 議案第21号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
日程第30 議案第22号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第31 議案第23号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第32 議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算について
日程第33 議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
日程第34 議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35 議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
日程第36 議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
日程第37 議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算について
日程第38 議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算について
日程第39 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏝本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩
企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 内藤 睦雄

議会書記 大久保 守康

議会書記 山本 憲

議会書記 松井 俊英

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまから令和4年第1回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号7番 今枝和子君と8番 高田浩視君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間とし、2月26日から2月28日、3月2日から3月8日、3月11日から3月24日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、議長報告、議会だより編集特別委員会報告、庁舎整備検討特別委員会報告、もとす広域連合議会報告、市長からの行政報告及び所信表明を行います。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、お手元に配付のとおり書面による報告とさせていただきますので御了承願います。

日程第4 報告第1号及び日程第5 報告第2号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について及び日程第5、報告第2号 専決処分の報告に

ついてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和3年8月31日に本巣郡北方町東加茂地内において発生した事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（支払遅延に係る損害賠償）でございます。

国民健康保険特別会計施設勘定における消費税及び地方消費税に係る国税通則法第60条に規定する延滞税並びに同法第66条に規定する無申告加算税につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年12月27日に損害賠償金を47万7,300円とする専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、報告第1号は総務部長から、報告第2号は市民環境部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第1号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

議案の2ページ、専決処分書をお開きください。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和3年8月31日午後3時頃、本巣郡北方町東加茂3丁目48番地の北方郵便局駐車場におきまして、産業建設部産業経済課職員が公用車を駐車区画に駐車するため後退したところ、別区画から出場するために後退してきた相手方車両と衝突したものでございます。

次に、相手方でございますが、本巣市仏生寺661番地3 オーチャードビュー103号、前川稔氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として5万1,909円を支払い、相互にその他何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失の割合につきましては、市が3割、相手方が7割でございます。

以上、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第2号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、報告第2号 専決処分の報告についてでございます。支払遅延に係る損害賠償につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの4ページを御覧願います。

最初に、2の事件の概要でございますが、国民健康保険特別会計「施設勘定」において、消費税及び地方消費税に係る確定申告が無申告であったため、平成28年度から令和元年度までの各課税期間分の国税通則法第60条に規定する延滞税27万1,800円並びに同法第66条に規定する無申告加算税20万5,500円について、相手方に対し損害賠償として支払いすることを12月27日に決定し、専決処分させていただいたものでございます。

相手方につきましては、国でございます。

損害賠償額につきましては、47万7,300円でございます。

なお、本賠償額につきましては1月14日に納付が完了したところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で報告を終わります。

日程第6 報告第3号から日程第8 報告第5号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、報告第3号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第11号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月17日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第11号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第12号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月17日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第12号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところ

でございます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第13号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月7日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、報告第3号から第5号まで、いずれも副市長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第3号から報告第5号までの補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、まず報告第3号、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第11号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

子育て世帯の生活を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金を、先行給付の5万円に加え5万円を増額し、10万円を一括給付するための増額予算につきまして、昨年12月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの6ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第11号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億6,428万1,000円を追加し、総額をそれぞれ199億7,314万2,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の国庫補助金の2目民生費国庫補助金2億6,428万1,000円につきましては、5万円の増額に係る子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2億6,405万円と、その事務費補助金23万1,000円でございます。補助率はいずれも10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の児童福祉費の6目子育て世帯臨時特別給付金給付費につきましては、1人5万円の増額に係る5,281人分の給付金2億6,405万円及びその事務費といたしまして、印刷製本費4万9,000円と通信運搬費18万2,000円でございます。

次に、報告第4号、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第12号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円を支給するための予算につきまして、1月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの8ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第12号）の

1 ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,694万円を追加し、総額をそれぞれ203億4,008万2,000円とさせていただいたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費の設定でございますが、給付金の申請受付期限が令和4年9月末までとされており、令和4年度において支出が見込まれる給付金及び事務費の一部といたしまして1億3,477万円を限度額とする繰越明許費の設定でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳入の国庫補助金の2目民生費国庫補助金3億6,694万円につきましては、1世帯当たり10万円を支給するための住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金3億5,310万円とその事務費補助金1,384万円でございます、補助率はいずれも10分の10でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の社会福祉費の10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費につきましては、住民税均等割非課税世帯3,300世帯と家計急変世帯231世帯分の給付金3億5,310万円とその給付に係る事務費といたしまして、時間外勤務手当から給付金受付等事務委託料までの合計1,384万円でございます。

次に、報告第5号、令和3年度本巣市一般会計補正予算（第13号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る予算につきましては、2回目の接種後8か月を経過した方を対象に、今年度中に接種が見込まれる6,000人分の予防接種委託料やワクチン接種体制確保に係る運營業務委託料などの予算を昨年11月5日付で専決処分させていただいたところでございますが、オミクロン株の感染が急拡大する中、国から接種の前倒しが求められ、予算をお認めいただいております6,000人分に加え、新たに3月末までに接種を見込む1万1,000人分に係る予算につきまして、補正予算（第13号）といたしまして2月7日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの10ページの次のページでございます一般会計補正予算（第13号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,465万7,000円を追加し、総額をそれぞれ203億8,473万9,000円とさせていただいたものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

歳入の国庫負担金の2目衛生費国庫負担金3,282万9,000円につきましては、1万1,000人分の新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師会への接種委託に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

その下の国庫補助金の3目衛生費国庫補助金1,182万8,000円につきましても、同じく1万1,000人分の3回目ワクチン接種のための体制確保に要する費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます、国庫負担金、国庫補助金ともに補助率は10分の10でござ

います。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の保健衛生費の3目予防費、補正額4,465万7,000円でございますが、1万1,000人分に係る3回目のワクチン接種費用といたしまして、ワクチン接種に係る医師会への予防接種委託料4,382万9,000円、接種券の送付に係る通信運搬費47万円などがございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第12号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第13号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第1号から日程第11 議案第3号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第11、議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号につきましては、いずれも本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

令和4年3月31日をもって任期が満了する杉山行生氏、安藤秀司氏、古田浩氏をそれぞれ再任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第1号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第1号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第2号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第2号を採決します。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第2号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第3号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第3号を採決します。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第3号 本巢市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議案第4号から日程第14 議案第6号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第14、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第4号から議案第6号につきましては、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

令和4年6月30日をもって任期が満了する藤井賢司氏、高橋智恵美氏、白木佳子氏をそれぞれ再度推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第4号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議案第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第15、議案第7号 本巢市教育長の任命についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第7号 本巣市教育長の任命についてでございます。

令和4年3月31日をもって任期が満了する川治秀輝氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鰐本規之君。

○11番（鰐本規之君）

今、再任ということで市長のほうから提案があったわけでありまして。

私としては、この3年間の間で、教育長としてコロナのことも含め、またいじめのことも含め、よく対応していただけたなあというふうに思っております。いじめのことについては、表にあまり出ていませんけれども、私のところにも多くの相談があり、そのことについて即行動を移していただき、非常に地域の方からのお礼の言葉もいただいております。

今回、市長さんから再任ということで、今日出されたわけでありましてけれども、私としては非常に結構なことだなあという思いをしておりますので、議員各位におかれましてもよろしく願いをして終わります。

〔「質疑かい、賛成討論かい」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

よろしいですか。

○11番（鰐本規之君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第7号 本巣市教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第16 議案第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第16、議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命についてでございます。

令和4年3月31日をもって任期が満了する黒田隆吉氏を再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第8号 本巣市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第17 議案第9号から日程第24 議案第16号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例についてから日程第24、議案第16号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例についてでございます。

根尾地域への定住促進及び交流人口の増加による地域の活性化を目的として、水鳥団地宅地分譲の促進を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

デジタル社会への形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第11号 本巣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

消防庁による「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定に伴い、報酬について処遇改善を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第12号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴い、年金担保貸付事業が廃止されるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第13号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図ることを目的として、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者へ義務づけるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、住民基本台帳法が一部改正されたことにより、法制化された除票に関する交付手数料を規定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてでございます。

本巢中学校、糸貫中学校及び真正中学校の各体育館の冷暖房設備設置に伴い、新たに使用料を定める必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第9号は産業建設部長から、議案第10号から議案第13号までは総務部長から、議案第14号は企画部長から、議案第15号は市民環境部長から、議案第16号は教育委員会事務局長からそれぞれ御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第9号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第9号 本巢市分譲宅地の譲渡に関する条例につきまして補足説明をいたします。お手数でございますが、議案の概要の12ページを御覧いただきたいと思います。

1. 制定の趣旨でございますが、根尾地域の定住促進対策として、当時の根尾村が造成しました22区画の分譲宅地は、平成10年度から有償による譲渡を開始し、平成27年度までに11区画を分譲しております。さらに、平成28年度から譲渡の促進を図るため、本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例を制定し、貸付けによる無償譲渡を可能といたしましたが、これまでに1区画のみの分譲となっております。このため、新たな施策により譲渡の促進を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、2. 主な制定内容でございますが、(1)第4条関係といたしまして、譲渡の対象者を定めるもので、①分譲宅地に自己の住宅を建築しようとする者または規則で定める条件に該当する者、②市税等を滞納していない者、③暴力団関係者でない者のいずれにも該当する者を譲渡の対象者として規定するものでございます。

次に、(2)第5条関係といたしまして、譲渡の価格は無償とすることを規定するものでございます。

次に、(3)第8条関係といたしまして、建築期間は譲渡契約から1年以内に建築に着手し、2年以内に完成することを規定するものでございます。

続きまして、3. 適用関係といたしまして、(1)施行期日は公布の日からでございます。

次に、(2)本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例の廃止でございますが、本条例の制定に伴い、本巢市定住促進宅地の貸付及び譲渡に関する条例（平成28年本巢市条例第23号）につき

ましては廃止するものでございます。

なお、次の13ページには新制度と現行制度の違いにつきまして、制度比較表を添付させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第9号の補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第10号から議案第13号までの補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、議案第10号から議案第13号までの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第10号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会議案の概要14ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、国のデジタル社会形成整備法によります施策の一つとして、個人情報保護制度の見直しがあります。現在、国の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によりまして適用される法令が異なっておりますが、今回の見直しにより、適用される法令を個人情報の保護に関する法律に一本化し、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体それぞれの特性に応じて個人情報保護に関する規律を統一することとされております。

これによりまして、改正の趣旨にございますとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止並びに個人情報の保護に関する法律施行令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び統計法の改正により、字句及び引用につきまして整備が必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第2条関係（定義）でございますが、個人識別符号の定義を規定する第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第3条各号」を「個人情報の保護に関する法律施行令第1条各号」に改め、要配慮個人情報の定義を規定する第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第4条各号」を「個人情報の保護に関する法律施行令第2条各号」に改めるものでございます。

次に、第26条の2関係（情報提供等記録の提供先等への通知）でございますが、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改めるものでございます。

次に、第32条関係（他の法令との調整等）でございますが、第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改めるものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の17ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございますが、消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防庁によりますと、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しており、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっております。

消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すというこれまで以上に強い危機感の下、講ずべき対策を検討するため、消防団員の処遇に関する検討会を開催し、消防団員の適切な処遇の在り方について議論され、昨年、検討会における中間報告が取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、消防団員の処遇の改善を図るため、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されまして、各市町村において消防団員の報酬等の見直しを検討し、適切に措置すべきであることとされました。

これらのことから、本市におきましても、報酬について処遇改善を行うことにより、団員の士気向上や消防団活動に対する家族等の理解及び団員の確保につなげるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第9条関係（報酬）でございますが、水火災、地震等の災害時におきます団員の不規則な出勤時間及び長時間の拘束に対応するため、1日につき8,000円（4時間未満の出勤は4,000円）の出勤報酬を創設。また、平時の訓練等における活動の実態に応じ、2,500円から3,500円の出勤報酬を設定し、処遇改善を行うものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第12号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要20ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございますが、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点から、年金生活者の一時的な資金需要に対して年金受給権を担保として小口資金の貸付けを行う年金担保貸付事業が廃止されることに伴いまして、年金担保を可能とする規定を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第3条関係（損害補償を受ける権利）でございますが、年金担保貸付事業が廃止されることに伴いまして、第3条第2項のただし書以降の年金担保を可能とする規定を削除するものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第13号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要は22ページとなります。

まず、改正の趣旨でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正がされたことによりまして、引用について整備が必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第1条関係（趣旨）及び第5条関係（特定個人情報の提供）でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条の改正により「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

以上、議案第10号から議案第13号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第14号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の24ページを御覧いただきたいと思います。

まず、改正の趣旨でございますが、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図ることを目的として、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を任命権者へ義務づけるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、まず(1)の第2条関係では、育児休業をすることができない職員として、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものでございます。

次に、(2)の第18条関係では、部分休業をすることができない職員として、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものでございます。

(3)の第22条関係では、本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置を任命権者に義務づけることを新たに規定するものでございます。

(4)の第23条関係では、育児休業に係る研修の実施、相談体制の構築など勤務環境の整備を任命権者に義務づけることを新たに規定するものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第15号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足させていただきます。

お手元の議案の概要の28ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法が公布され、住民基本台帳法が一部改正されたことにより、法制化された住民票除票の写し等及び戸籍付票除票の写しについての交付手数料を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、住民票除票の写し等及び戸籍付票除票の写しについては、これまで、通常住民票の写し等及び戸籍付票の写しに準じて取り扱われてきましたが、今般住民基本台帳法の一部改正に伴い、その位置づけ、記載事項、交付手続等が明確に法制化されたため、住民票除票の写し等及び戸籍付票除票の写しについての交付手数料を新たに規定するものでございます。

3. 施行期日は公布の日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第16号の補足説明を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の31ページをお開きください。

まず、1の改正趣旨でございますが、学校開放施設として市内小・中学校の体育館を市民の利用に供し、利用者からは使用料を徴しているところでございますが、今年度、市内中学校のうち本巢中学校、糸貫中学校、真正中学校の屋内運動場に冷暖房設備を設置したことに伴い、当該設備の使用に伴う使用料を新たに定める必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、別表中に新たに冷暖房設備の使用料区分を追記し、その使用料につきましては、屋外照明設備と同様に教育委員会が定める本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則に委任するものでございます。

なお、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

日程第25、議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

根尾西辺地に係る総合整備計画について、辺地対策事業債の予定額を変更する必要が生じたため、計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第17号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、議案第17号の補足説明をさせていただきます。

議案第17号につきましては、根尾西辺地に係る総合整備計画の変更でございまして、今回、事業費及び実施年度の変更などによりまして、計画の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、恐れ入りますが、議案の概要の34ページを御覧いただきたいと思います。

総合整備計画変更参考資料の新旧対照表でございますが、初めに、区分1の辺地の概況、(1)辺地を構成する町または字の名称でございますが、「根尾八谷」を「根尾大井（通称八谷）」に変更するもの。

次に、区分2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、世帯数の減少に伴いまして、「105世帯」を「98世帯」に変更するものでございます。

続きまして、3の公共的施設の整備計画でございますが、まず、市道につきましては、主に市道根尾83号線災害防除事業につきまして、落石対策工事が増額となることから、トータルとして辺地対策事業債の予定額を7,390万円増額し、1億9,550万円とするものでございます。また、林道につきましては、八谷地内の林道西ノ谷線舗装事業の延長及び面積を変更することなどによりまして、トータルといたしまして辺地対策事業債の予定額を20万円減額し、3,340万円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第26 議案第18号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第26、議案第18号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

市橋梁の廃止に伴う市道路線の廃止、東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ建設等に伴う市道路線の廃止及び認定並びに開発行為等に伴う市道路線の認定をしたいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第18号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第18号 市道路線の廃止及び認定につきまして、補足説明をいたします。

議案の概要の35ページ、廃止・認定する路線説明を御覧ください。

廃止番号1. 市道根尾510号線の猪谷橋は、平成30年度実施の橋梁点検の健全性の判定結果が3判定で、5年以内に廃橋するのが望ましいなどの所見により精査した結果、橋梁を廃止いたしましたので、議案の概要の44ページを御覧ください。

廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

次に、議案の概要の35ページにお戻りください。

廃止番号2. 市道根尾520号線の名称不明の橋梁につきましては、平成30年度実施の橋梁点検の健全性の判定結果が4判定で、主桁、床板、下部構造の崩壊があり、通行止めの処置をするのが望ましいなどの所見により、精査した結果、橋梁を廃止いたしましたので、再び45ページを御覧ください。

廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止するものでございます。

次に、再び議案の概要の35ページにお戻りください。

廃止番号3. 市道糸貫2105号線は、市庁舎建設の開発行為に伴い、既存の市道が市庁舎建設用地となることから、46ページを御覧ください。

廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止し、次に49ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、新たに路線を認定するものでございます。

次に、再び議案の概要の35ページにお戻りください。

廃止番号4. 市道糸貫3051号線及び廃止番号5. 市道糸貫3052号線は、東海環状自動車道（仮

称)糸貫インターチェンジの建設工事に伴い、既存の市道が(仮称)糸貫インターチェンジの建設用地となることから、47ページ及び48ページを御覧ください。

廃止する路線図のとおり、現況の路線を廃止し、次に56ページ及び57ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、新たに路線図を認定するものでございます。

次に、再び議案の概要の35ページにお戻りください。

認定番号2.市道糸貫2223号線から認定番号6.市道糸貫2227号線までの5路線につきましては、東海環状自動車道の建設工事に伴い、新たに側道として整備された道路であり、50ページから54ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、新たに路線を認定するものでございます。

次に、再び議案の概要の35ページにお戻りください。

認定番号7.市道糸貫2228号線は、糸貫屋井地内の5戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で、建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、55ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり認定をお願いするものでございます。

次に、再び議案の概要の35ページにお戻りください。

認定番号10.市道糸貫3097号線から36ページ、認定番号18.市道真正1226号線までの9路線は、先ほど御説明しました東海環状自動車道の建設工事に伴い、新たに側道として整備された道路であり、58ページから66ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり新たに路線を認定するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長(黒田芳弘君)

皆さんにお諮りをいたします。

あと少し説明が残っておりまして、お昼をまたぐこととなりますが、このままあと少し議会を続けてよろしいですか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

それでは、続けます。

日程第27 議案第19号(上程・説明・質疑・討論・採決)

○議長(黒田芳弘君)

日程第27、議案第19号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第19号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてでございます。

外山郵便局でこれまで行われてきた住民票の写し等の証明書の交付事務を取りやめることにより、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第19号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の67ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、外山郵便局では平成19年4月1日より地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条の規定に基づき、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する本巢市と郵便局株式会社との協定書により、住民票の写し等の証明書の発行を行ってまいりましたが、平成30年頃から発行件数が減少したため、証明書の発行を終了することとし、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものでございます。

2の経緯でございますが、本巢支所外山連絡所が廃止されたことに伴い、住民票の写し等の証明書の交付事務について外山郵便局で行えるよう、平成19年4月1日より郵便局と協定を締結し、広域証明発行用専用ファクシミリを市が設置して交付を行ってまいったところでございます。その後郵便局の民営化に伴いまして、平成20年4月1日に改めて協定書を締結し、これまで業務を行ってまいりましたが、近年住民票の写し等の発行件数が減少傾向にあることを踏まえ、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものでございます。

なお、発行件数につきましては、昨年9月の全員協議会でも説明をさせていただいたところでございますが、10年前の平成23年度は132件ありましたが、令和元年度は23件、令和2年度は19件と大きく減少しており、今年度も1月末現在で28件となっております。

3の指定を取り消す日につきましては、令和5年3月31日でございます。

昨年11月の本巢地域自治会長会におきまして、指定の取消しについて検討している旨、説明をさせていただいたところでございますが、特に自治会長さんからの御意見はございませんでした。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 白井悦子君。

○13番（白井悦子君）

このただいまの郵便事務の取扱いの取消しについてですが、平成19年から26年間になりますね、来年の3月31日ということで、外山支所の廃止に伴って、このように大変便宜を図っていただきました。そして郵便局には大変お世話になったということで、外山の自治会のほうもその辺は了解しているということなので、私も何のあれもございませんが、そのことについて、今までこうして取り計らっていただきました。

年々、住民票の交付とか減ってきているということは事実だと思います。また、それに引き換え、コンビニとか何かで住民票等が発行されるということで、このような状況になったと思います。この件に対して、私は質疑ではございません。本当に長年、いろいろ便宜を図っていただきました行政の皆さん、また郵便局に対して感謝申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

この件については、一般質問等々、また議会の中でいろいろと説明をされているわけでありまして、今の中においても説明がされたわけでありまして、多いときには100件を超えるものがあったということでもあります。

近年にあって、昨年においては19件等々の説明があった中において、今年度は今に至る中で二十数件ということで、少しずつ増えているということでもありますけれども、地域の中で相談をして、自治会等々でお話をしたところ、自治会長さんから何ら御意見がなかったということでもありますけれども、コロナの中において自治会の総会もできない中において、本当に住民の意見が尊重されているのかということについては、非常に不安を思うところでもあります。

今回、廃止になることによっていろんな形で、今コンビニ等々でも印鑑証明等々が取れるということになっておりますけれども、住民票においても多分取れるだろうというふうに解釈もしておるわけでもありますけれども、あの地域においてはコンビニも非常に少ないというところでありまして、地域からの本当の声が届いているのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁。

市民環境部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、地域の声をということで御回答させていただきます。

コロナ禍ということもありまして、なかなかそういった細かいところまでというところは正直ご

ございますが、11月の自治会長会、本巢地域、外山地域の自治会長さん方も含めて本巢地域の全自治会長さん方が集まっていたきまして、今説明させていただきましたように、発行件数が大きく減っておるということも説明をさせていただきながら、今議員さん説明していただいたように、マイナンバーカードを取っていただければ、住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本、こういったものはもうコンビニで朝6時半から夜11時まで、土・日、祝日問わず取れますよという説明をさせていただいたところ、特に自治会長会の中では御意見がなかったというところがございます。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第19号 本巢市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第28 議案第20号から日程第31 議案第23号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第28、議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第14号）についてから日程第31、議案第23号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第14号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億2,703万円を増額するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、普通交付税、防災・安全交付金、ふるさとともす応援寄附金及び合併特例債等の増額、財政調整基金繰入金等の減額並びに防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等の新規計上でございます。

歳出の主なものとしたしましては、デジタル社会形成法等に対応するための住民記録システム改修に伴うシステム改修委託料の新規計上、ふるさとともす応援寄附金の寄附件数等の増加に伴う事業費、債券運用収益の増加に伴う基金積立金、就労系サービス利用者及び放課後等デイサービス利用者の増加に伴う給付費、長良糸貫線道路整備事業費、橋りょう修繕事業費等の増額並びに庁舎整備事業費、企業用地造成事業特別会計繰出金及び根尾川花火大会等をはじめとする各種イベントの中止に伴う負担金等の減額でございます。

また、市道の新設及び改良等に係る工事のほか、主にインフラ関連事業を中心に繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,172万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、一般被保険者療養給付費が増加したことに伴う普通交付金の増額、コロナ禍に伴う減免措置等に対応する特別調整交付金分の増額及び災害等臨時特例補助金の新規計上等でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、医療費の増加に伴う一般被保険者療養給付費等の増額でございます。

次に、議案第22号 令和3年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ790万5,000円を増額するものでございます。

歳入としたしましては、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金の増額並びに事務費繰入金の減額でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

次に、議案第23号 令和3年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,024万円を減額するものでございます。

歳入としたしましては、一般会計繰入金の減額でございます。

また、歳出としたしましては、事業費の減少に伴う造成工事の減額等でございます。

また、造成工事、土地購入費及び物件移転等補償費に繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第20号は副市長から、議案第21号及び議案第22号は市民環境部長から、議案第23号は産業建設部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき

まして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

[「どうぞ」と呼ぶ者あり]

○議長（黒田芳弘君）

議案第20号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第14号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のつづりの43ページの次のページでございます補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億2,703万円を追加し、総額をそれぞれ210億1,176万9,000円とするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第2表といたしまして、継続費の補正をお願いするものでございます。

まず、上段の庁舎オフィスレイアウト設計委託事業及び中段の庁舎整備実施設計委託事業につきましては、いずれも契約差金による事業費の減額と進捗状況に合わせた年割額の変更でございます。

また、下段の庁舎整備用地造成事業につきましては、事業費の見直しによる総額の増額及びそれに伴う年割額の変更でございます。

続きまして、7ページを御覧願います。

第3表といたしまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

まず、一番上の住民記録システム改修事業におきましては、国の補正予算対応によるデジタル社会形成整備法等に対応するための住民記録システムの改修につきまして、年度内の完了が見込めないこと、その下の林道整備事業と名古屋鉄道揖斐線廃線敷整備推進事業、1つ飛びまして緊急自然災害防止対策事業及び一番下の林道災害復旧事業、この4つの事業につきましては、いずれも地権者や関係機関との調整に不測の日数を要したことから年度内の完成が見込めないこと、また下から4段目の社会資本整備総合交付金事業及び下から2段目のパーキングエリア周辺公園整備事業につきましては、国の補正予算対応による事業費の増によりまして年度内の完了が見込めないこと、以上7つの事業につきまして、それぞれ繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

第4表といたしまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

変更するものとして、まず一番上の土木債でございますが、国の補正予算対応による市道根尾17号線橋りょう修繕事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債5,750万円の新規計上と、市道根尾83号線災害防除事業に係る緊急自然災害防止対策事業債から辺地債に変更したことによる1,940万円の減額を合わせました3,810万円の増額でございます。

次に、その下の辺地債につきましては、市道根尾83号線災害防除事業に係る緊急自然災害防止対策事業債から交付税措置の有利な辺地債に変更したことによる1,940万円の増額でございます。

その下の合併特例債につきましては、国の補正予算対応による長良糸貫線整備事業費の増に伴う1億6,640万円の増額と、同じく国の補正予算によりパーキングエリア周辺公園整備事業に係る社会資本整備総合交付金が増額となったことによる950万円の減額、今年度における庁舎整備事業費の減に伴う1,180万円の減額を合わせました1億4,510万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、上段の市税、5項の入湯税422万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりうすずみ温泉、ぬくいの湯ともに利用者が減少したことによる減額でございます。

次に、その下の11款地方交付税3億1,942万6,000円の増額につきましては、今年度の普通交付税の再算定におきまして、新たに臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が創設されたことによる増額に加えまして、当初算定における調整額の復活による増額でございます。

3段目の使用料の7目教育使用料726万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民スポーツプラザ糸貫川プールの利用を中止したことによる市民スポーツプラザ使用料の減額でございます。

一番下の国庫補助金の1目総務費国庫補助金787万4,000円につきましては、マイナンバーカード所持者の転入転出手続のワンストップ化を図るための住民記録システムの改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金396万円と、マイナンバーカードの一層の普及を図るための個人番号カード交付事業費補助金391万4,000円で、いずれも補助率は10分の10でございます。

次に、その下の4目土木費国庫補助金2億1,232万円につきましては、国の補正予算対応によるパーキングエリア周辺公園整備事業費の増に伴う社会資本整備総合交付金1,000万円と、12ページの一番上でございますが、長良糸貫線整備事業費の増に伴う防災・安全交付金1億3,200万円と橋りょう修繕事業費の増に伴う道路メンテナンス事業費補助金7,032万円の増額につきましても、国の補正予算対応による増額でございます。

その下の県補助金の1目総務費県補助金1,513万円につきましては、今年度実施のもとす遊RUN事業、根尾川サイクリングロード整備事業及び濃尾震災130年事業に対する清流の国ぎふ推進補助金の新規計上でございます。

その下の4目農林水産業費県補助金75万円の減額につきましては、補助対象となる移住者がいなかったことによる林業就業移住支援事業費補助金の皆減でございます。

3段目の県支出金、委託金の4目教育費委託金68万4,000円の減額につきましては、岐阜県の魅力を新たに発見するためのふるさと魅力体験事業を新型コロナウイルス感染症の影響により中止したことによる皆減でございます。

一番下の財産運用収入の2目利子及び配当金2,620万9,000円につきましては、債券運用収益の増などによる財政調整基金利子をはじめ、起債の基金利子の増額でございます。

13ページを御覧願います。

中段の寄附金の6目ふるさともとす応援寄附金2億円につきましては、ふるさと納税制度に基づ

く寄附額の増加に伴う増額でございます。

次に、一番下の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金3億4,000万円の減額につきましては、財源調整による減額でございます。

2目の公共施設等整備基金繰入金800万円の減額につきましては、庁舎整備事業における庁舎オフィスレイアウト設計委託料の減に伴う減額でございます。

その下の4目根尾川花火大会基金繰入金450万円の減額につきましては、今年度の根尾川花火大会が中止となったことによる皆減でございます。

14ページをお開き願います。

一番上の諸収入、雑入の7目雑入のハロウィンジャンボ宝くじ等収益金667万円と、1つ飛びましてサマージャンボ宝くじ等収益金482万4,000円につきましては、県に配分されたそれぞれの収益金の一部が岐阜県市町村振興協会を通じて交付されるものでございます。

上から2段目の市民文化ホール自主事業入場料260万円の減額につきましては、事業を中止したことによる皆減でございます。

下段の市債の1目土木債から6目の合併特例債までのそれぞれの補正額につきましては、先ほど地方債の補正のところでお説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、15ページを御覧願います。

ここから、歳出の事項別明細書でございます。

まず、総務管理費の5目財産管理費2,130万1,000円の減額につきましては、庁舎整備事業における契約差金や事業の進捗状況により事業費が減額となったことによる実施設計委託料2,528万円及び庁舎オフィスレイアウト設計委託料891万8,000円の減額と庁舎整備用地造成事業費の増に伴う造成工事費1,289万7,000円でございます。

その下の6目企画費9,824万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、淡墨桜感謝祭を中止したことによる出演者謝礼などの減額と、ふるさととす応援寄附金が増加したことに伴う消耗品費などの増額でございます。

その下の11目財政調整基金費1,600万円と、1つ飛びまして13目公共施設等整備基金費700万円、その下の14目樽見鉄道対策基金費30万円につきましては、主に債券運用収入の増に伴うそれぞれ基金積立金の増額でございます。

12目の減債基金費2億201万5,000円につきましては、歳入の交付税の補正のところでお説明申し上げましたように、今年度の普通交付税の再算定におきまして、新たに臨時財政対策債償還基金費が創設され、今年度の臨時財政対策債発行額に係る後年度の償還費の一部を基金に積立てを行うものでございます。

16ページをお開き願います。

一番上の総務費の1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード所持者の転入転出手続のワンストップ化を図るための住民記録システムの改修委託料396万円と、マイナンバーカードの一層の普及促進を図るための個人番号カード等関連事務委託交付金391万4,000円ござい

す。

中段の民生費、社会福祉費の3目障害者福祉費4,985万4,000円につきましては、障がい者の就労系サービス利用者が増加したことによる介護・訓練等給付費3,557万8,000円と、放課後等デイサービス利用者の増に伴う障害児通所給付費1,427万6,000円の増額でございます。

1つ飛びまして、6目後期高齢者医療費200万円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計における、主に前年度繰入金の増額に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の減額でございます。

17ページを御覧願います。

上段の農業費の3目農業振興費400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、もとす織部祭りが中止となったことによる実行委員会補助金の皆減でございます。

その下の5目農地費312万8,000円につきましては、国の補正予算対応による県営ため池等整備事業費の増に伴う負担金の増額でございます。

下段の林業費の2目林業振興費827万9,000円の減額につきましては、森林環境譲与税活用事業における契約差金や事業料の減によるそれぞれの減額でございます。

その下の4目森林環境譲与税活用基金費787万円につきましては、森林環境譲与税を受けて実施しました事業費と譲与税額との差額分を基金に積み立てるための増額でございます。

18ページをお開き願います。

上段の商工費の2目商工振興費7,714万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、岐阜県の要請に応じて営業時間の短縮に全面的に協力された飲食店等に支給される協力金に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力事業費負担金310万円の増額と、企業用地造成事業特別会計における事業費が減となったことに伴う企業用地造成事業特別会計繰出金8,024万円の減額でございます。

その下の3目観光費1,950万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、記載のイベントが中止となりましたことから、それぞれの実行委員会に対する負担金及び補助金を皆減するものでございます。

その下の5目根尾川花火大会基金費170万円の減額につきましては、ふるさともとす応援寄附金制度の応援メニューの一つである根尾川花火大会に対する寄附金が減となりましたことから、基金積立金を減額するものでございます。

下段の土木費、道路橋りょう費の3目道路新設改良費8,504万8,000円につきましては、主要地方道岐阜関ヶ原線に係る県の工事費が減となったことに伴う国県道改良工事負担金の減額でございます。

その下の5目社会資本整備総合交付金事業費4億7,763万9,000円につきましては、国の補正予算対応による長良糸貫線整備事業及び橋りょう修繕事業費に係る増額でございます。

次に、20ページをお開き願います。

上段の教育総務費の2目事務局費の440万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、広島平和学習や根尾キャンピングパーク宿泊研修などを中止したことによる児童生

徒関連事業補助金の減額でございます。

次に、中段の中学校費の2目教育振興費68万6,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ふるさと魅力体験事業を中止したことによるそれぞれの減額でございます。

下段の社会教育費1目社会教育総務費400万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ふれあいサマーフェスタが中止となったことによる実行委員会に対する補助金の皆減でございます。

その下の2目青少年育成費101万5,000円につきましても、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年国際交流事業が中止となったことに伴う委託料と補助金の皆減でございます。

21ページを御覧願います。

上段の6目市民文化ホール管理費775万6,000円の減額につきましても、同じく新型コロナウイルス感染症の影響により、市民文化ホールでの自主事業を中止したことによる減額でございます。

その下の8目安藤基金費30万2,000円と、その下の9目淡墨桜保護基金費60万円につきましては、主に債券運用収入の収益の増に伴うそれぞれの基金積立金の増額でございます。

下段の保健体育費、1目保健体育総務費596万6,000円につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民運動会及び淡墨桜浪漫ウオークが中止となったことによる、それぞれの実行委員会に対する補助金の皆減でございます。

その下の2目体育施設費1,426万1,000円の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、糸貫川プール管理委託料の減額でございます。

22ページをお開き願います。

上段の公債費につきましては、主に利率見直し方式で借入れをいたしました市債の利率見直しに伴う償還元金44万3,000円の増額と償還利子660万9,000円の減額でございます。

その下の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

この予算書のほか、議案の概要の補正予算（案）の概要につきましても改めて御覧をいただければと思います。

○議長（黒田芳弘君）

議案第21号及び議案第22号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第21号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。一般会計の補正予算書の次のつづりになります。

第1条でございますが、補正額につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,172万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,008万

8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、6ページを御覧ください。

4款県支出金、1項2目の保険給付費等交付金8,065万8,000円の増額につきましては、普通交付金及び特別調整交付金の増によるものでございます。普通交付金8,000万円の増額につきましては、10月分から療養給付費が大きく増となったためでございます。2節の特別調整交付金65万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対する国保税の減免の特例措置の実施による減収分が交付されるための増でございます。なお、この特別調整交付金では、保険税減免総額の4割分の計上となっており、残りの6割分につきましては、後ほど説明をさせていただく国庫補助金の災害等臨時特例補助金に計上させていただいております。

次の5款財産収入、1項1目の利子及び配当金7万6,000円の増額につきましては、定期預金の基金利子の増等によるものでございます。

次の9款国庫支出金、1項1目の災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険税減免総額の6割分でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目の一般被保険者療養給付費8,000万円の増額につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、10月分からの療養給付費が大きく増となっているためでございます。

次の3款国民健康保険事業費納付金、1項1目の一般被保険者医療給付費分から、次のページの3款3項1目の介護納付金分につきましては、歳入で御説明申し上げました特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金を既存歳出予算に充当することによる財源更正でございます。

8ページを御覧ください。

中段にあります5款基金積立金、1項1目の国民健康保険基金積立金7万6,000円の増額につきましては、歳入で御説明申し上げました基金利子の増額分と同額を国民健康保険基金積立金に積み立てるためのものでございます。

次の7款1項1目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号 令和3年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条の補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,190万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

初めに歳入でございますが、6ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目の特別徴収保険料710万9,000円の増額につきましては、当初見込みより 1 人当たりの保険料が増となったことによるものでございます。

次の 4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金200万円の減額につきましては、令和 2 年度の繰越金が確定したことに伴うものでございます。

次の 5 款 1 項 1 目、前年度繰越金の279万6,000円の増額につきましては、当初見込みからの増によるものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費と、次の 2 項 1 目の徴収費につきましては、歳入で御説明申し上げました一般会計繰入金を減額したことによる財源更正でございます。

次の 2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金710万9,000 円の増額につきましては、保険料等負担金として、歳入で御説明申し上げました特別徴収保険料と同額を計上するものでございます。

次の 5 款 1 項 1 目の予備費につきましては、財源調整によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○ 1 1 番（鏑本規之君）

早く終わると思いましたが、非常に長うございますので、1 時間以上経過しておりますので、コロナの関係もありますので暫時休憩をお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

それでは、休憩といたします。再開は12時50分がいいですか。

午後 0 時 38 分 休憩

午後 0 時 50 分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

議案第23号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第23号 令和 3 年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりにございます令和 3 年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

予算書の 1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,024万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億6,976万円とするものでございます。

続きまして、4ページを御覧願います。

第2表といたしまして、温井地区企業用地造成事業につきましては、盛土材等調達の調整に不測の日数を要したことから、年度内の完成が見込めないことによりまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金8,024万円の減額につきましては、一般会計繰入金の減額でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

1款1項1目企業用地造成事業費7,472万2,000円の減額につきましては、事業費の減少に伴う造成工事費等の減額でございます。

また、3款1項1目予備費551万8,000円につきましては、財源調整により減額をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

日程第32 議案第24号から日程第38 議案第30号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第32、議案第24号 令和4年度本巣市一般会計予算についてから日程第38、議案第30号 令和4年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

議案第24号 令和4年度本巣市一般会計予算についてでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ209億6,000万円でございます。前年度予算額に比べ25億2,764万4,000円、13.7%の増額でございます。

歳入の主なものといたしまして、市税につきましては、総額52億3,409万4,000円でございます。市税につきましては、市民税において、個人所得及び企業収益の増により6,651万4,000円の増、また固定資産税においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等に対する軽減措置が終了することなどにより2億2,358万2,000円の増となっており、前年度予算額より3億805万4,000円の増額となっております。

地方消費税交付金につきましては、8,400万円の増額となる7億8,400万円を計上いたしております。

地方特例交付金につきましては、自動車税、軽自動車税の軽減措置に伴う減収分を補填する交付

金が交付されなくなることによる1,300万円の減、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置が終了することによる新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億4,928万7,000円の皆減により、1億6,228万7,000円の減額となる3,600万円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税3億5,000万円の増により44億2,000万円を計上しております。

国庫支出金につきましては、総額18億2,717万8,000円でございます。主に、障害者自立支援給付費負担金3,964万6,000円の増、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金8,026万2,000円の皆増、社会資本整備総合交付金2億4,643万3,000円の増、防災・安全交付金6,336万9,000円の増等により、前年度予算額より2億2,645万1,000円の増額となっております。

県支出金につきましては、総額9億2,957万3,000円でございます。主に、障害者自立支援給付費負担金1,982万3,000円の増、障害児施設給付費等負担金1,208万4,000円の増、スマート農業技術導入支援事業費補助金1,197万6,000円の増等により、前年度予算額より2,000万円の増額となっております。

寄附金につきましては、ふるさととす応援寄附金2億円の増により、総額7億6,322万8,000円を計上しております。

繰入金につきましては、総額11億1,652万2,000円でございます。財政調整基金繰入金2億5,000万円の増、公共施設等整備基金繰入金6,370万9,000円の増等により、前年度予算額より3億2,121万5,000円の増額となっております。

市債につきましては、総額41億1,480万円でございます。主に、緊急自然災害防止対策事業債1億2,720万円、合併特例債13億9,330万円の増、学校教育施設等整備事業債2億5,950万円の皆増などにより、前年度予算額より11億9,310万円の増額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費関係では、防犯カメラ設置事業に616万円、あらかじめ市民が登録した分野に関する情報をメール等によって配信するメール配信システム導入事業に134万2,000円、庁舎整備事業に22億171万7,000円、移住・定住促進事業に6,211万9,000円、ふるさと納税促進事業に4億1,234万8,000円、固定資産税と軽自動車税に係る電子納税等に対応する共通納税税目拡大に伴うシステム改修事業に961万円、システムサーバー機器の更新及びデータ保存のセキュリティ強化を行う戸籍システム機器更新クラウド化事業に2,192万3,000円を計上しております。

民生費関係では、要配慮者の災害時避難の実効性の向上を図る個別避難計画策定事業に330万円、重度障がい者タクシー利用助成事業に38万3,000円、電源を必要とする重度障がい児者が停電時等に日常生活を継続するために必要な非常用電源装置を購入するために要する経費の一部を補助する重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金に48万円、高齢者タクシー利用助成事業に883万3,000円、自治会ごとに実施される敬老行事に対して補助金を交付する敬老行事奨励事業に529万4,000円、留守家庭教室運営充実事業に911万1,000円を計上しております。

衛生費関係では、健康増進計画（第三次）策定事業に260万7,000円、新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）に41万8,000円、産後ケア事業に223万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に1億608万7,000円、子宮頸がんワクチン接種事業に1,208万7,000円、ごみ分別促進アプリ導入事業に12万1,000円を計上しております。

農林水産業費関係では、スマート農業技術導入支援事業に1,616万4,000円、本巣市、瑞穂市及び北方町が連携して広域的に取り組むジャンボタニシ被害防止対策事業に370万円、森林環境譲与税事業に4,080万3,000円を計上しております。

商工費関係では、企業立地促進奨励金交付事業に6,417万4,000円、うすずみ温泉施設整備事業に4,657万1,000円を計上しております。

土木費関係では、長良糸貫線道路整備事業に2億5,100万8,000円、根尾川サイクリングロード整備事業に6,160万円、河川緊急自然災害防止対策事業に1億3,057万6,000円、PA周辺公園整備事業に7億5,813万4,000円、その他、道路新設改良事業等を引き続き推進するための予算を計上しております。

消防費関係では、岐阜市への消防事務委託事業に6億37万5,000円、消防団員処遇改善事業に2,968万1,000円、適正配置計画に基づき、市内で消防署を整備する本巣消防署整備事業に8,947万6,000円、非常備消防車等更新事業に1,560万9,000円、小型動力ポンプ購入事業に253万6,000円、防災士養成事業に250万3,000円を計上しております。

教育費関係では、教育センター機能の充実・強化事業に1億2,206万2,000円、指定避難所内の生活環境整備を図る小学校屋内運動場空調設置事業に1億2,709万2,000円、弾正幼稚園整備事業に5億1,712万3,000円、青少年国内派遣事業（沖縄派遣）でございますが、274万8,000円、次世代の防災リーダーを養成するジュニア防災リーダー養成事業に37万5,000円、市制施行20周年を節目に市史を編さんするための準備として資料収集等を進める本巣市史編さん事業に251万8,000円、埋蔵文化財活用事業に1,281万円、埋蔵文化財調査事業に810万4,000円、淡墨桜指定100周年事業に95万8,000円を計上いたしております。

以上、一般会計予算の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で副市長から御説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

次に、議案第25号 令和4年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億8,000万円でございます。前年度予算額に比べ8,000万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に国民健康保険事業費納付金の1人当たり納付金額の増によるものでございます。

施設勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,600万円でございます。前年度予算額に比べ1,700万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に医療用機械器具購入費の増によるものでございます。

次に、議案第26号 令和4年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,600万円でございます。前年度予算額に比べ4,200万円の増額となっております。

増額の要因としましては、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

以上、議案第25号及び議案第26号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で市民環境部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,600万円でございます。前年度予算額に比べ1,400万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に土地購入費及び物件移転補償費の減によるものでございます。

議案第27号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で産業建設部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,570万円でございます。前年度予算額に比べ2,070万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に弾正西処理施設施設改良工事費の増によるものでございます。

次に、議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入は8億7,300万円でございます。前年度予算に比べ5,400万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に料金改定に伴う給水収益の増によるものでございます。

収益的支出は8億4,800万円でございます。前年度予算に比べ2,900万円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に漏水等修繕費の増によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は4億5,074万1,000円でございます。前年度予算に比べ1億3,329万8,000円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に企業債及び新庁舎建設工事に伴う工事負担金の増によるものでございます。

資本的支出は8億5,437万8,000円でございます。前年度予算に比べ1億5,801万9,000円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に新庁舎建設工事に伴う配水管拡張工事費及び配水管改良工事の増によるものでございます。

次に、議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入・支出それぞれ3億7,100万円でございます。前年度予算に比べ1,100万円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、主に固定資産減価償却費の減によるものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は1億5,679万円でございます。前年度予算

に比べ1,509万9,000円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、主に企業債元金償還金の増に伴う一般会計補助金の増によるものでございます。

資本的支出は1億6,968万6,000円でございます。前年度予算に比べ528万6,000円の増額となっております。

増額の要因といたしましては、新規公共汚水ます設置の工事請負費及び建設企業債元金償還金の増によるものでございます。

以上、議案第28号、議案第29号及び議案第30号の詳細につきましては、改めて予算決算委員会等で上下水道部長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上、今議会に提出いたしました全議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただきまして、今後適切な御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

日程第39 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第39、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月1日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時06分 散会

